

告 示

埼玉県告示第六百四号

測量計画機関である上尾市大谷北部第四土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上尾市大谷北部第四土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

上尾市西部

四 作業期間

令和二年六月十日から令和二年六月三十日まで